

旭長社第594号
令和5年3月22日

有料老人ホーム
サービス付き高齢者向け住宅 御中

旭川市長 今津寛介
(福祉保険部長寿社会課担当)
(福祉保険部指導監査課担当)
(福祉保険部介護保険課担当)

感染対策等を理由にした不当なケアマネジメント業務等の制限について

日頃から、本市の介護保険事業に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記の件について、これまでも、入居者にとって必要な介護サービス等の利用を高齢者向け住まいが不当に制限することがないよう注意喚起を行ってきているところですが、介護支援専門員が行うケアマネジメント業務及び入居者の介護サービスの利用並びに利用者にとって必要な外出を高齢者向け住まいが不当に制限する事案が散見されています。

介護支援専門員が適切な感染対策を行っているにもかかわらず、高齢者向け住まいが感染対策等を理由にケアマネジメント業務を制限することは不適切であるため、利用者の状態に合わせた適切な支援計画を作成するための対面によるモニタリング等の業務や、介護支援専門員が作成する計画の下で提供される介護サービスや本人の外出等の活動を、不当に制限することがないよう運営を行ってください。

なお、市内の居宅介護支援事業所に対しても、高齢者向け住まいがケアマネジメント業務及び支援計画の実行を不当に制限する事案があった場合には、指導監査課に報告することを同通知により促しておりますので、居宅介護支援事業所からそのような報告があった場合には、当該高齢者向け住まいに対し事実確認を行い、改善の必要がある場合は、指導等を行うことを申し添えます。

(連絡先)

旭川市福祉保険部長寿社会課地域支援係
担当 草野
電話 25-5273